

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 平成29年度定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成29年度静岡市井川財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成29年度静岡市両河内財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

監 査 公 表

静岡市監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を静岡市監査基準（平成29年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

平成30年 4 月16日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

静岡市監査公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を静岡市監査基準（平成29年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 4 月16日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

## 記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 静岡市井川財産区
- 3 監査の方法 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性及び3E（経済性、効率性及び有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施した。
- 4 監査の範囲 平成29年4月1日から10月31日までに執行された事務事業（一部過年度分も含む。）
- 5 監査の期間 平成29年11月10日から平成30年3月30日まで
- 6 監査の結果 監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

## (注)

1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性、若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

## 静岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を静岡市監査基準（平成29年静岡市監査委員告示第1号）に基づいて実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 4 月16日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

## 記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 静岡市両河内財産区
- 3 監査の方法 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施した。
- 4 監査の範囲 平成29年4月1日から10月31日までに執行された事務事業（一部過年度分も含む。）
- 5 監査の期間 平成29年11月10日から平成30年3月30日まで
- 6 監査の結果 監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

## (注)

1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性、若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。